

③ 給水装置工事の検査について

講義内容

1. 指定事業者が行うしゅん功検査
2. 管理者(水道局)が行う検査

1. 指定事業者が行うしゅん功検査

指針P26

1. 指定事業者(主任技術者)は、しゅん功図書の書類検査及び現地検査により、給水装置の構造及び材質の基準並びに本市の基準に適合していることを確認すること。

1. 給水装置の使用開始にあたっては、事前に管内を清浄するとともに、通水試験、水圧試験及び水質の確認を行うこと。

<解説>

給水装置の構造及び材質が基準に適合していない場合は、給水を拒否又は停止することができるため主任技術者は、確実にしゅん功検査を行い、給水装置の構造及び材質の基準並びに本市の基準に適合していることを確認すること。

給水装置工場の検査について

給水装置工事使用材料・検査確認報告書の作成

指針P30

給水装置工事使用材料・検査確認報告書 (参考例)

品名	規格	単位	数量	検査確認の種別	備考
給水管	PPR	m	10	自己確認	
給水栓	銅製	個	1	自己確認	
止水栓	銅製	個	1	自己確認	
メーター	銅製	個	1	自己確認	
加圧ポンプ	銅製	台	1	自己確認	

給水装置工事使用材料・検査確認報告書 (参考例)

あて先 札幌市水道事業管理者

指定給水装置工事事業者番号
指定給水装置工事事業者名
電話番号
代表者氏名

下記の使用材料及び検査をしたので届けます。
給水装置工事主任技術者免状の交付番号
給水装置工事主任技術者名

品名	規格	単位	数量	検査確認の種別	備考
Pe及び継ぎ手	20A 25A 30A	m		<input type="checkbox"/> JISマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	
VSP				<input type="checkbox"/> JISマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	
COP				<input type="checkbox"/> 自己認証	
SUS				<input type="checkbox"/> 自己認証	

使用材料

品名	規格	単位	数量	検査確認の種別	備考
給水管	PPR	m	10	自己確認	
給水栓	銅製	個	1	自己確認	
止水栓	銅製	個	1	自己確認	
メーター	銅製	個	1	自己確認	
加圧ポンプ	銅製	台	1	自己確認	

しゅん功検査項目 (該当項目のみ口でレを記入)

検査種別及び検査項目	検査の内容	検査種別及び検査項目	検査の内容
1 分岐部	<input type="checkbox"/> 配水管への取付口の位置は適正である。(写真) <input type="checkbox"/> 配水管への取付口径は設計どおりである。 <input type="checkbox"/> オフセットは正確に測定されている。	給水 1 給水用具	<input type="checkbox"/> 性能基準適合品の使用確認。 <input type="checkbox"/> 適切な検査が行われている。
2 メーターきょう内	<input type="checkbox"/> メーターは、逆付け、片寄りがなく水平に取付けられている。 <input type="checkbox"/> メーターは、検針、取替えに支障がない。 <input type="checkbox"/> 遠隔表示装置(受信器)、電線管類及び端子接続が適切に施工されている。 また、しゅん功図面と整合している。 <input type="checkbox"/> 止水栓等の操作に支障がない。 <input type="checkbox"/> 止水栓等に、逆付け及び傾きがない。	受水槽 吐水口空間	<input type="checkbox"/> 吐水口と流涎管等の位置関係の確認。(写真)
3 埋設管	<input type="checkbox"/> 家屋の主配管は、構造物の下の通過を避けている。 <input type="checkbox"/> 道路内及び宅地内の埋設深度は、所定の標高が確保されている。(写真)	通水試験	<input type="checkbox"/> 通水後、各給水用具から放水し、メーター屋の確認。 <input type="checkbox"/> 所定の水圧による、水圧試験で漏水及び抜けの確認。
4 管延長	<input type="checkbox"/> しゅん功図面と整合する。	水圧試験	<input type="checkbox"/> 水理計算に基づき、調整内容等が明記し(写真)
5 きょう内	<input type="checkbox"/> 傾きがなく、10.8「きょう内」の設置」に適合している。	流入量の確認	<input type="checkbox"/> 水理計算に基づき、流入圧の低下によるバリュを加圧装置内側調整において確認。
6 止水栓	<input type="checkbox"/> スピンドルの位置がきょう内の中心にある。 <input type="checkbox"/> 操作に支障がない。	加圧装置の圧力設定値確認 (加圧ポンプ)	<input type="checkbox"/> 水理計算に基づき、流入圧の低下によるバリュを加圧装置内側調整において確認。
7 道路復旧	<input type="checkbox"/> 道路許可条件のとおりである。(写真)	位置図	<input type="checkbox"/> しゅん功図面検査 <input type="checkbox"/> 工事箇所が明記されている。 <input type="checkbox"/> 方位が記入されている。 <input type="checkbox"/> 隣接家の水道使用標準(給水検査番号)及び内 <input type="checkbox"/> 道路種別等付近の状況がわかりやすい。
8 各種見出し類	<input type="checkbox"/> 給水用具等がしゅん功図面と整合する。 <input type="checkbox"/> 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連絡されていない。	平面図 詳細図 及び 立面図	<input type="checkbox"/> 建物の位置、構造がわかりやすく記入されている。 <input type="checkbox"/> 縮尺が1/500の平面図が正確に記入されている。 <input type="checkbox"/> 立面図が記入されている。 <input type="checkbox"/> 平面図及び平面管線詳細図と立体図が整合し <input type="checkbox"/> 分岐部のオフセットが記入されている。

給水装置工場の検査について

平面管路詳細図

しゅん功図面〔給水装置工事〕 記載例1(一般住宅のケース)

(あて先) 札幌市水道事業管理者 水道局長

注意：管理図(1/500)をコピー又は、トレースするなどして建物、道路、配水管等の位置関係を正確に記載すること。

平面図 S=1/500

平面管路縦断 S=1/200

道路情報
路線名・番号・幅員等

オフセット

民地境界
境界線・建物位置・各寸法等

給水控番号	○○○○○○○ (受水権)					
申込者名	○○○○○					
装置場所	札幌市○○区○○○丁目					
配工業者名	○○○○○					
給水区域	■内 □外 □市街化調整区域					
管路番号	□□○-○○○					
管理装置号	○○-○○-○○(○○)					
分岐部から水通メーターまでの給水管情報						
区分	管種	口径	延長	敷設年度	工種	
道	市	Pa	20	4.0	H-10	単・複
道	市	Pa	20	2.0	H-19	⑤複
道	市	Pa	20	2.0	H-19	単・複
道	市	Pa	20	2.0	H-19	⑤複
道	市	Pa	20	2.0	H-19	単・複
道	市	Pa	20	2.0	H-19	⑤複
道	市	Pa	20	2.0	H-19	単・複
道	市	Pa	20	2.0	H-19	⑤複
道	市	Pa	20	2.0	H-19	単・複

しゅん功検査	しゅん功図面受付
令和 年 月 日	
図面番号	変更・検査
1/1	

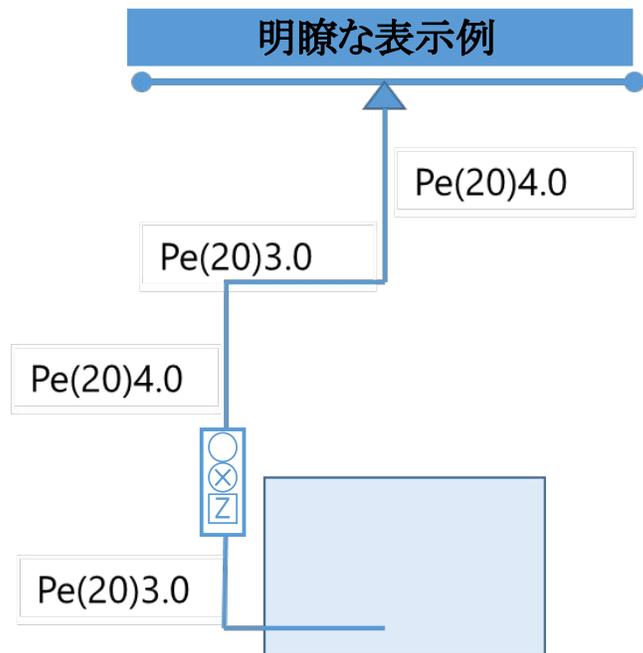
道路の状況・建物の位置、構造・分岐部オフセット・各部の材料・口径・延長などを記載

給水装置工事の検査について

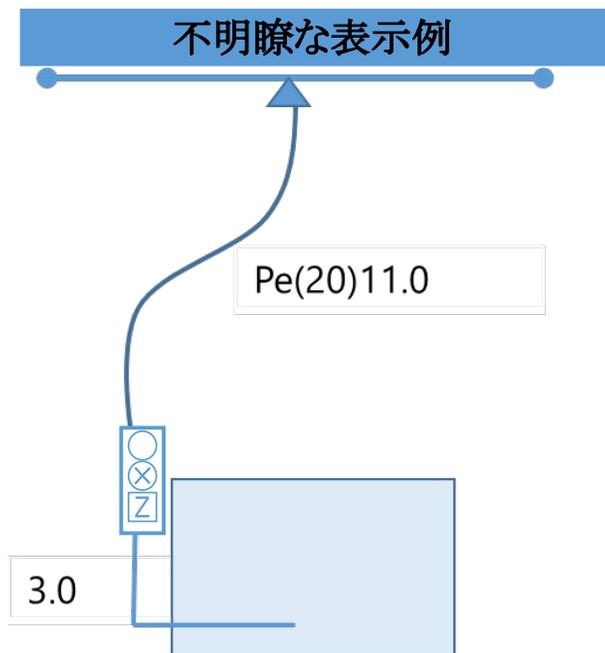
※ 給水の仕様は、普通上質水(50μm程度以上又は、上質再生水(汚濁配合率70%、白色度90%)50μm程度)とする。

給水管の平面表示

明瞭な表示例



不明瞭な表示例



給水装置工事の検査について

しゅん功図面検査

指針P26～

平野管工務株式会社

しゅん功図面〔給水装置工事〕 記載例1(一般住宅のケース)

(あて先) 札幌市水道事業管理者 水道局長

注意：管理図(1/500)をコピー又は、トレースするなどして建物、道路、配水管等の位置関係を正確に記載すること。

位置図

平面図 S=1/500

平面管路詳細図 S=1/200

立体図

散水栓

屋内配管(給水)

屋内配管(給湯)

※禁止要件メーターパッキン及びメーター用ブラッシング継手のメーカー名等を記載すること

※ 紙質の仕様は、普通上質紙55kg相当品以上又は、上質再生紙(古紙配合率70%、白色度80%)55kg相当品とする。

給水枝番号	○○○○○○○
(受水種)	
申込者名	○○○○
設置場所	札幌市○○区○○条○丁目
施工業者名	○○○○○
給水区域	■内 □外 □市街化調整区域
管番番号	□○□-○○○○○
管理図番号	○○-○○-○○(○○)

分岐部から水道メーターまでの給水管情報					
区分	管種	口径	延長	相対年数	工種
道路	Pa	20	4.0	H-10	◎
街路	Pa	20	2.0	H-15	◎
道					◎
地					◎
内					◎

しゅん功検査	しゅん功図面受付
令和 年 月 日	
図面番号	審査・検査
1 / 1	

平面図及び平面管路詳細図と立体図が整合していること

給水装置工事の検査について

しゅん功図面検査

指針P26～

注意：管理図(1/500)をコピー又は、トレースするなどして建物、道路、配水管等の位置関係を正確に記載すること。

位置図

平面図 S=1/500

平面管路詳細図 S=1/200

位置図

申請場所

給水家屋、主要道路、主要建物等を記入

※禁止要件メーターパッキン及びメーター用ブラッシング継手のメーカー名等を記載すること

※ 紙質の仕様は、普通上質紙55kg相当品以上又は、上質再生紙(古紙配合率70%、白色度80%)55kg相当品とする。

給水枝番号	○○○○○○○
(受水種)	
申込者名	○○○○
設置場所	札幌市○○区○○条○丁目
施工業者名	○○○○○
給水区域	■内 □外 □市街化調整区域
管番番号	□○□-○○○○○
管理図番号	○○-○○-○○(○○)

分岐部から水道メーターまでの給水管情報					
区分	管種	口径	延長	相対年数	工種
道路	Pa	20	4.0	H-10	◎
街路	Pa	20	2.0	H-15	◎
道					◎
地					◎
内					◎

しゅん功検査	しゅん功図面受付
令和 年 月 日	
図面番号	審査・検査
1 / 1	

申請地が判明できるよう、道路状況及び主要建物等が記入されていること。

給水装置工事の検査について

2. 管理者(水道局)が行う検査

しゅん功書類の提出及びメーターの支給

指針P29

1. 指定事業者は、工事完了後、給水装置工事検査申込書とともに、しゅん功図及び資料等を提出すること。
2. メーターの支給は、管理者が行う検査の合格後とする。
3. メーターの支給時には、給水装置使用開始届、給水装置異動届に必要事項を記入して提出し、水道使用標識(給水栓番号)及びお客様番号札を受領すること。
4. 撤去工事等により不要になったメーターは、遅滞なく返納すること。

管理者(水道局)が行う検査

しゅん功検査に関わる事務手続き

指針P32

1. 検査申込と検査手数料の納金 (業務係調定窓口)

給水装置工事が完成 ・ 指定事業者が行う検査が完了



しゅん功図書を添えて、検査申込書提出と手数料の納金

(提出書類)

- ①しゅん功図(水理計算書等必要図書含む)
- ②給水装置工事使用材料・検査確認報告書
- ③工事写真
- ④給水装置工事(〇〇)検査申込書

管理者(水道局)が行う検査

しゅん功検査に関わる事務手続き

指針 P31

2. 書類検査・水道メーターの支給

提出されたしゅん功図書を基に、管理者(水道局)が行う「書類検査」を実施後、「現地検査」の日時打合せのうえメーターを支給する。

注) メーターの支給は平日の9時から16時まで

メーターの支給場所

口径 (mm)	支 給 場 所		
	直 読 式 (表示部回転式含む)	無 線 式	遠隔指示式(個別)
13	給水装置課(検査係) (総数11個以上は、資材センター)	給水装置課(検査係) (ID設定済み)	資材センター
20以上	資材センター	資材センター(ID設定済み)	

掘上メーター返納場所

口 径	返 納 場 所
40mm以下	給水装置課検査係に返納
50mm以上	給水装置課検査係で指針を確認のうえ、資材センターに返納

※技術的な不備あるいは、故意・過失により、メーターを損傷・亡失した場合、原因者は損害額を補償しなければならない。

給水装置工事の検査について

管理者(水道局)が行う検査

しゅん功検査に関わる事務手続き

指針 P32

3. 現地検査 (担当検査員)

主任技術者は、管理者の検査の際、管理者の求めに応じ立会わなければならない。

<解 説>

指定事業者制度とは、あらかじめ給水装置の工事に必要な知識、技術を有し、かつ、信頼し得る者を指定することにより、適正な給水装置工事の施工を確保しようとするものである。したがって、指定事業者が施工する給水装置は、水道法に定める給水装置の構造及び材質の基準並びに本市の基準に適合するものであることが前提となる。

このため、管理者の検査は、指定事業者の技術力と信頼性のチェックを主な目的として、指定事業者の施工した給水装置が、本市の基準等を遵守し施工されているかの確認を行うものである。

給水装置工事の検査について

相互の情報交換

